

情報経営イノベーション専門職大学 グレード・ポイント・アベレージに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、厳格かつ適正な成績評価を通じて、教育の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、GPAとは、各科目の5段階評価に対応した評点（以下「Grade Point (GP)」という。）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値を言う。

(対象授業科目)

第3条 GPA算出の対象授業科目は、本学で開講し、単位認定する全ての授業科目とする。ただし、以下の授業科目はGPAの対象科目から除外する。

- (1) 他大学等で履修し、本学が単位を認定した授業科目
- (2) 所定の期日までに履修の取消を申請し、履修の取消が認められた授業科目
- (3) 成績が未確定の授業科目
- (4) その他学長が除外すると定めた授業科目

(評価及びGP)

第4条 本学履修規程第13条に定める成績の評価（以下「評価」という。）に与えられるGP(Grade Point)は、以下のとおりとする。

評価	評点	GP
S	100点～90点	4
A	89点～80点	3
B	79点～70点	2
C	69点～60点	1
D	59点以下・放棄	0
P	認定	対象外
W	取り下げ	対象外

(GPAの種類と算出方法)

第5条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標（以下「学期 GPA」という。）、当該年度における学修の状況及び成果を示す指標（以下「年度 GPA」という。）、及び在学中における全期間の学習の状況及び成果を示す指標（以下「通算 GPA」という。）の3種類とする。

2 学期 GPA、年度 GPA 及び通算 GPA の計算式は、次の号に掲げる通りとし、算出された数値に小数点以下第3位がある場合は、小数点以下第3位の値を四捨五入して第2位までを表記するものとする。

(1) 学期 GPA 算出の計算式

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期の履修科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{(当該学期に履修登録した授業科目の単位数の総和)}}$$

(2) 年度 GPA 算出の計算式

$$\text{年度 GPA} = \frac{\text{(当該年度の履修科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{(当該年度に履修登録した授業科目の単位数の総和)}}$$

(3) 通算 GPA 算出の計算式

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(在学全期間の履修科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数)の総和}}{\text{(在学全期間中に履修登録した授業科目の単位数の総和)}}$$

(再履修等における GPA の取扱い)

第6条 不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合、それぞれの再履修前の不合格評価については GPA に算入する。

(成績証明書への記載)

第7条原則として、成績証明書に GPA は明記しない。ただし、成績証明書に GPA の記載が必要な場合は IM 局に申し出ること。

(GPA データの活用)

第8条 大学および事務局は、GPA を次の事項等に利用することができる。

- (1) 成績優秀者に対する奨学金や授業料減免の基準として
- (2) 履修上限単位の緩和基準として
- (3) 学生表彰の基準として
- (4) 学則第54条の3の(2)に定める、学力による退学勧告
- (5) インターンシップ実習先決定の基準として
- (6) 教学上の資料作成や分析の指標として
- (7) その他

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、GPA に関し必要な事項は、学務委員会の審議を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規定の改廃は、学務委員会及び教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。